

2026年4月28日(火)午前9:00からCRTスタジオで収録

憲法の勉強の仕方を考える

一年に1回、憲法記念日の5月3日には、毎年「日本国憲法」の全文を
声を出してゆっくり読んでみよう！ー

開倫塾

塾長 林明夫

Q：憲法とはどのような法律ですか。

A：(1)憲法とは「国家における法の全体系の中で基本的な部分をなすもの」をいいます。

(2)憲法とは「国家の基本法」です。

(3)日本国憲法とは、日本という国家の基本法、最高法規。この憲法の条規(条文)に反する法律、命令、詔勅および国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない(憲法第98条)

○だから、日本国民は憲法をよく学び・守る義務があります。

○憲法第99条は公務員の憲法尊重義務を明記していますが、主権者は国民ですので、国民こそが憲法をよく知り、理解し、学ぶ義務があると考えます。

○小学校6年生の社会、中学3年生の社会科・公民、高校の「公共」「政治経済」と学校では3回憲法を学ぶチャンスがありますので、その都度しっかり学ぶ。あとは自分の力で主権者として日本国憲法を知り、理解し、「日本国憲法を自分のことばでいえる(表現・説明できる、自分のものとして用いることができる)」ようにしなければなりません。

いつも日本国憲法を勉強している訳にもいきませんから、せめて「憲法記念日」の5月3日には、「日本国憲法」の全文を声を出して読んでみることをおすすめします。

Q：先の選挙で、与党である自由民主党と維新の会が衆議院の定数の3分の1以上をとったので、高市首相は憲法改正を行おうとしているようですね。

A：(1)憲法改正は、両議院の総数の3分の2で国会が発議することができる日本国憲法96条に明記してあります。

(2)参議院は、与党である自由民主党と維新の会の合計で3分の2までにはなっていないので、今すぐ憲法改正にはならないと思います。

(3)しかし、日本国憲法改正の議論が次の参議院議員の選挙に向けてこれから大々的に始まると思われますので、主権者である我々国民は日本国憲法的一条一条をよく勉強し、本当に改正した方がよいかどうかを自分の力で考えるべきだと思います。

Q：現在の日本国憲法はどのように制定されたのですか。

A：(1)①現在の日本国憲法は大日本帝国憲法改正案として

②終戦の翌年 1946 年(昭和 21 年)、今からちょうど 80 年前の 6 月 20 日に

(2)第 90 回帝国議会に提出されました。

10 月 7 日衆議院が貴族院の修正を可決するまで、3 か月半にわたって審議されました。

(3)その上で、さらに枢密院に諮詢(しじゅん)され、枢密院の議決、天皇の裁可などが行われました。

(4)このような旧憲法(大日本帝国憲法)による諸手続きを経て、1946 年(昭和 21 年)11 月 21 日に公布、翌 1947 年(昭和 22 年)5 月 3 日から施行せられるに至りました。

*以上、鵜飼信成著「憲法」岩波文庫 2022 年 6 月 15 日刊 P60 より引用。

(5)今からちょうど 80 年前の 6 月 20 日から 3 か月かけて、戦後日本の衆議院と貴族院(今の参議院)でどのような議論があったかは議事録としてすべて残っています。

(6)GHQ(アメリカを中心とした日本への進駐軍の司令部)の指導で始まった憲法改正ですが、終戦後、選出された国会議員の真摯な議論には頭が下がります。

Q：憲法を勉強するのにおすすめの本はありますか。

A：(1) 鵜飼信成先生著「憲法」岩波文庫、岩波書店 2022 年 6 月 15 日刊をおすすめします。

(2)鵜飼先生は、第二次世界大戦が始まる直前から 1946 年までアメリカに留学し、「アメリカ憲法」の勉強をし、終戦直後からアメリカ憲法の影響を最も受けた「日本国憲法」の制定や研究などに深く関与。国際基督教大学の教授などをお務めでした。

(3)この本は、もとは岩波全書として出版され、私の高校生の時の憲法の教科書でした。何十年も絶版になっていたものが、4 年前に岩波文庫として復刊し、高校生のころを思い出しながら最近読んでいます。

一文字一文字、一行一行がとても意味深く含蓄に富みますので、是非、皆様にもお読みいただきたいご紹介させていただきます。本書の最後に「日本国憲法」の全文と「ポツダム宣言」の全文が付録として掲載されています。

「法律の勉強の仕方」の第一歩として、教科書を読んでいて「第〇条」と条文が出てきたら、六法全書などを身近に置き、必ず、その「条文」を参照すべし、というのがあります。

鵜飼先生のこの「憲法」のテキストを読んでいて、「日本国憲法」や「ポツダム宣言」の「条文」が出てきたら、必ず、その条文を参照。できれば声を出して読み、その場で覚えてしまうことをおすすめします。

「日本国憲法」を学ぶときも、「学んだことを自分のことばでいえる(表現・説明できる、用いることができる)」を目指しましょう！